

第3次尾鷲市環境基本計画

骨子（案）

2022（令和4）年10月

尾 鷲 市

目 次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第2章 尾鷲市の状況

第1節 尾鷲市の社会・経済の状況

第2節 尾鷲市の環境の状況

第3節 市民及び事業者の意識

第4節 第2次尾鷲市環境基本計画の総括と課題

第3章 計画の目標

第1節 望ましい環境像

第2節 施策の体系

第4章 基本計画

第1節 自然環境

第2節 生活環境

第3節 循環型社会

第4節 脱炭素社会

第5節 環境教育・環境学習

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

第2節 各主体の役割

第3節 計画の進行管理

〔資料編〕

・ 用語集

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

1. 世界の動向

近年、環境を取り巻く状況はめまぐるしく変化しています。世界各地では、記録的な豪雨による洪水、干ばつや熱波などの極端気象によるリスクが顕在化している中、2020（令和2）年からは、温室効果ガスの排出削減に向けた新たな国際的枠組の「パリ協定」の取組みが開始されています。また、自然の開発や気候変動により、種の絶滅が急激に進んでいることから、生物多様性の保全が重要度を増しています。さらに、途上国を中心とした急速な都市化と人口増加に伴う大量生産・大量消費による廃棄物の増加、食料や資源の獲得競争が懸念されることから、欧州諸国を中心に循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現に向けた動きが活発となっています。

2015（平成27）年9月の国連サミットでは、持続可能な開発目標（SDG s）を掲げた「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択され、SDG sでは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、経済、社会、環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されました。



2. 国の動向

わが国では、2018（平成30）年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」において、めざすべき社会の姿として、“「地域循環共生圏」の創造”、“「世界の範となる日本」の確立”、“これらを通じた持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現”が掲げられました。「第五次環境基本計画」では、少子高齢化・人口減少社会、耕作放棄地や荒廃森林の増加、生物多様性の低下や生態系サービスの劣化など、複合的な課題の解決に向け、特定の環境施策が複数の異なる経済・社会的課題をも統合的に解決することを目指す、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されています。

3. 県の動向

三重県では、2020（令和2）年3月に「三重県環境基本計画」を改定し、SDG s の考え方を取り入れて、全ての主体の協創により、持続可能な社会の実現に向け、環境、経済、社会の統合的向上に取り組んでいくことし、2050 年におけるめざすべき姿「自律的かつレジリエント（強靱）な、より高位の持続可能な社会」と、計画の目標年度である2030 年度にめざすべき姿「スマート社会みえ」が掲げられています。

また、2019（令和元）年12 月には脱炭素社会の実現に向けて2050 年までに県域からの温室効果ガス排出量をゼロにすることを目指す「ミッションゼロ 2050 みえ」が宣言され、2021（令和3）年3 月には2050 年の脱炭素社会の実現を目指した「三重県地球温暖化対策総合計画」が策定されました。

4. 市の動向

尾鷲市では、2003（平成15）年3月に第1次となる「尾鷲市環境基本計画」を策定し、2013（平成25）年3月には「第2次尾鷲市環境基本計画」を策定して、環境保全・創出に取り組んできました。

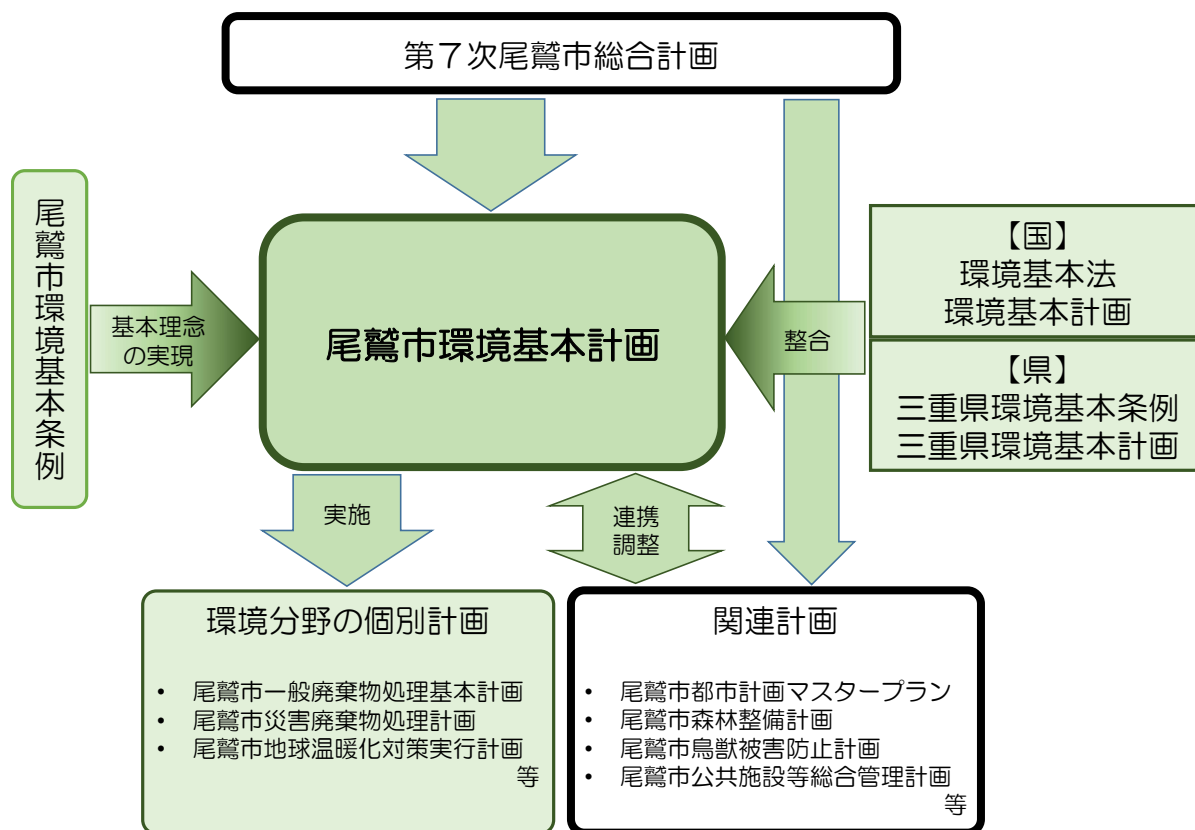
しかしながら、この間に急速な人口減少・少子高齢化をはじめとした人口問題、中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止などに伴う産業構造の変化、経済のグローバル化やI o T・A I等先進技術の進展、新型コロナウイルス感染症の流行、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。今後の環境政策は、SDG s の考え方も活用し、環境問題はもとより経済・社会的な問題も統合的に解決していく必要があります。

また、「第2次尾鷲市環境基本計画」は目標年次を2022（令和4）年度としており、計画を見直す時期となったことから、これまでの環境基本計画の流れや、尾鷲市の自然的・社会的な条件を踏まえ、尾鷲市を取り巻く環境・経済・社会の諸課題に対応しつつ、持続可能な社会の形成を目指して、今後の環境政策の基盤となる計画を策定することとしました。

第2節 計画の位置づけ

環境基本計画は、「尾鷲市環境基本条例」第8条にその策定が義務付けられています。

尾鷲市の他計画との関係は、「尾鷲市総合計画」を最上位計画とし、総合計画から展開する各種計画の環境に関する施策や事業について、横断的に整合を図るものです。



第3節 計画の期間

この計画の期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度の10年間とします。

その間、社会情勢などの変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 尾鷲市の状況

第1節 尾鷲市の社会・経済の状況

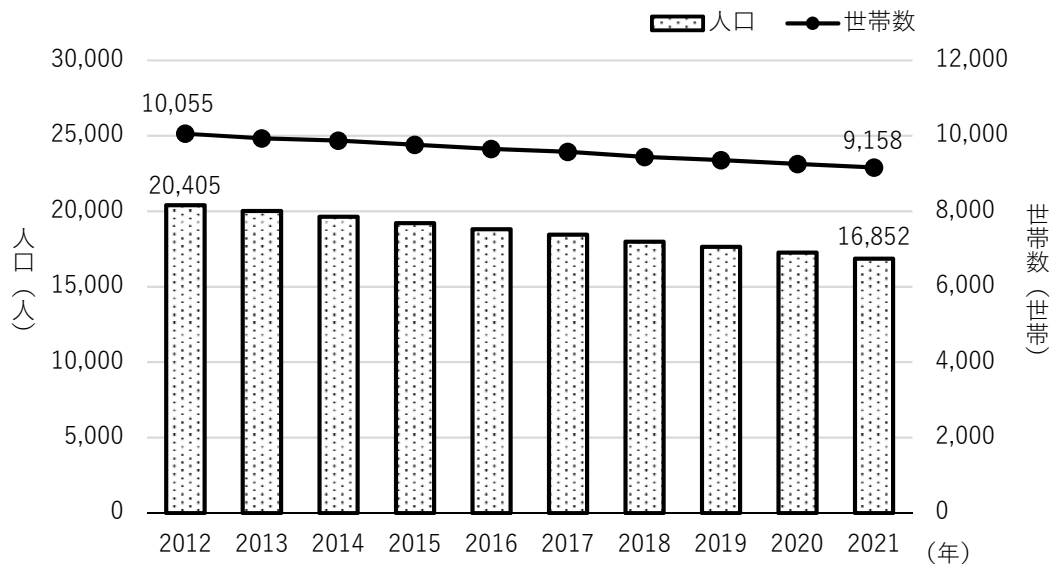
1. 沿革

尾鷲市は、紀伊半島・東紀州地域の中央に位置し、三方が山に囲まれ、東側は太平洋（熊野灘）を臨んでいます。海岸線は陸地が沈降し、海水が侵入して形成された典型的なリアス海岸で、尾鷲湾や賀田湾など多数の湾が入り組み、自然の良港を形成しています。

また、海・山の豊かで美しい自然環境に支えられ、一次産業や歴史・文化資源が発展・継承され、ブリやマダイをはじめとする豊かな海の幸や日本農業遺産第1号に認定された「尾鷲ヒノキ」などの特産品、いにしえより「熊野詣で」、「伊勢詣で」などで旅人が往来した熊野古道は「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されるなど、多くの観光資源や魅力を有しており、近年は、これらの資源を活かした取組みにより、まちづくりを進めています。

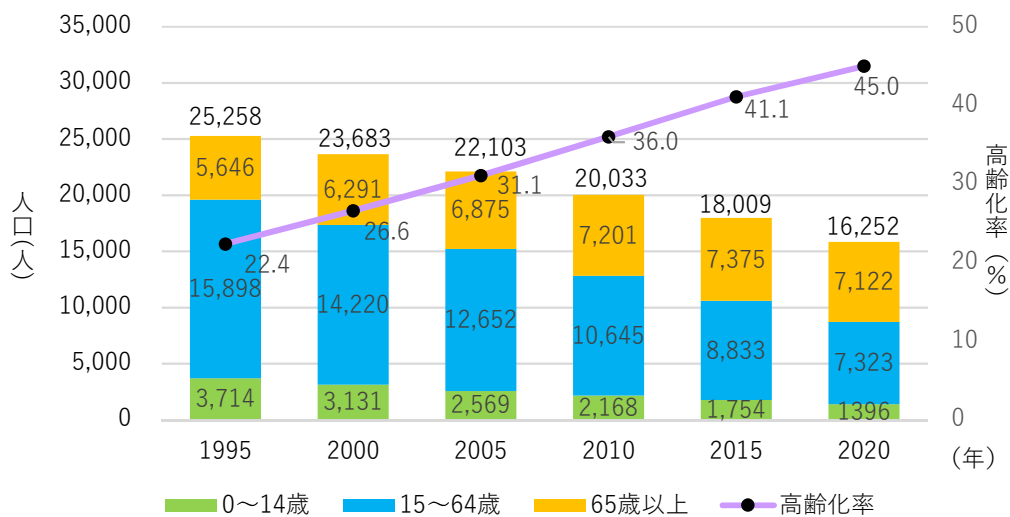
2. 人口・世帯数

尾鷲市の人口及び世帯数は、進学、就職による若年層の流出や企業活動の縮小などにより減少傾向が続いており、2012～2021年までの10年間で、人口は約3,500人減少しています。また、少子高齢化も進んでおり、高齢化率は、2020年時点で45.0%まで上昇しています。



出典：尾鷲市統計書（尾鷲市、2022年）より作成

【人口と世帯数】

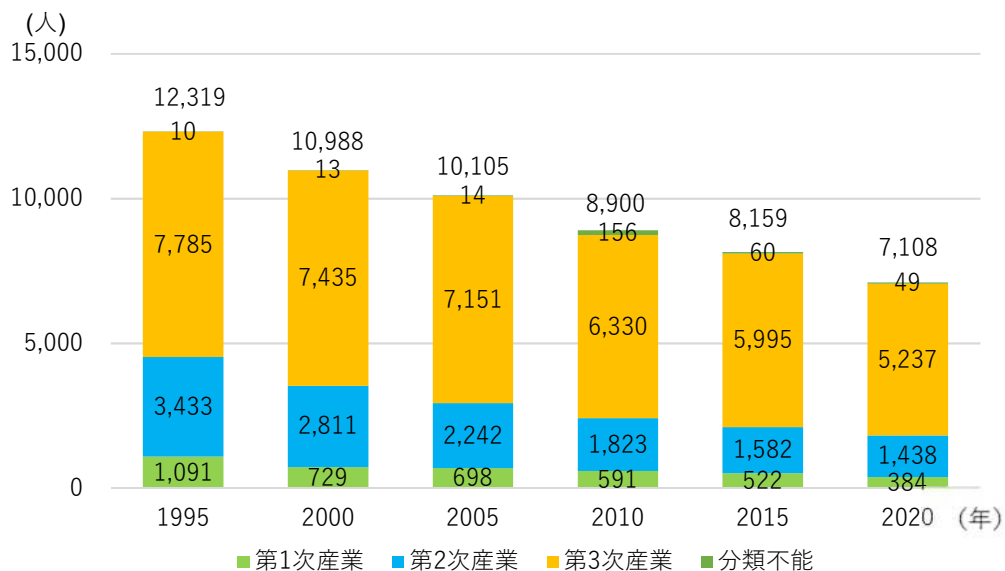


出典：国勢調査（総務省ウェブサイト）より作成

【年齢3区分人口推移】

3. 産業

第1次産業から第3次産業までを合わせた就業者数は、1995年の12,319人から2020年には7,108人まで大きく減少しています。産業別に見ると、第1次産業は1995年には8.9%（1,091人）を占めていましたが、以後徐々に減少し2020年には5.4%まで減少する一方、第3次産業の全体に占める割合は徐々に大きくなっています。

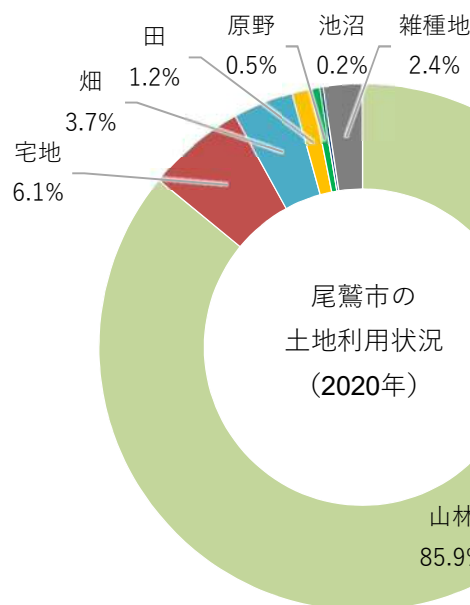


出典：国勢調査（総務省ウェブサイト）より作成

【産業別就業者数】

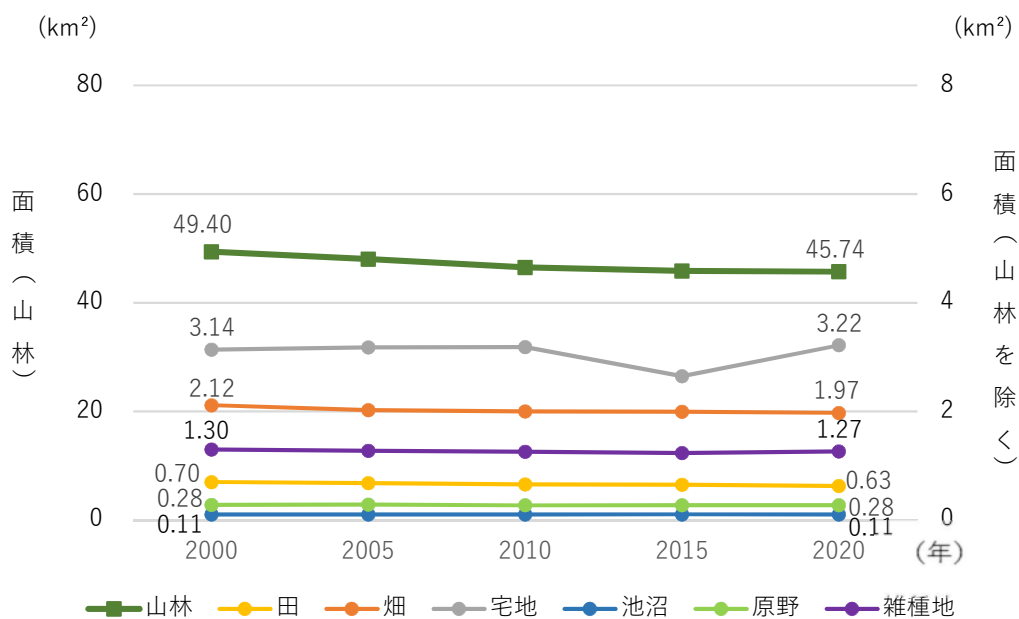
4. 土地利用

尾鷲市は、総面積の約9割が山林で占められています。2000年以降は、山林面積が約3.7km²減少し、その他の面積はほぼ横ばいとなっています。



出典：三重県統計書（三重県ウェブサイト）より作成

【土地利用状況】



出典：三重県統計書（三重県ウェブサイト）より作成

【土地利用状況の推移】

第2節 尾鷲市の環境の状況

1. 自然環境

尾鷲市は、市域の約9割以上が緑豊かな森林に覆われ、また、沿岸部には変化に富んだリアス海岸が形成されるなど、美しく豊かな自然環境に恵まれています。森林は木材など林産物の供給のほか、水源の涵養、山地災害の防止、自然環境の形成などの機能により生活の基盤として重要な役割を果たしてきています。現在においても、その多くは適正な管理のもと健全な森林形成がなされていますが、近年の木材状況や林業の後継者不足等の要因から、一部の林地では管理がなされず放置されるものも増加しています。これらの林地は、野鳥や昆虫など様々な生物の生息環境として極めて重要な自然環境であり、その保全が大きな課題となっています。

2. 生活環境

尾鷲市においては、大気環境や水環境などに関する環境基準は概ね確保されているものの、工場や事業場などの事業活動や生活様式の多様化から引き起こされる、悪臭や騒音、河川・海域などの公共用水域の水質汚濁、地下水や大気汚染、廃棄物の不法投棄等に伴う生活環境の悪化が社会問題化しています。

尾鷲市の苦情の発生状況は、過去10年では悪臭が最も多く4～16件となっています。その他、大気汚染、水質汚濁、騒音及び不法投棄等の苦情も寄せられています。

(単位：件)

年 度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	不法投棄	その他	計
2011	1	—	—	—	8	1	—	10
2012	—	—	2	—	4	2	—	8
2013	3	1	—	—	11	1	1	17
2014	2	1	1	—	16	—	—	20
2015	1	—	1	—	7	—	—	9
2016	—	1	1	—	8	1	2	13
2017	—	—	3	—	12	1	—	16
2018	—	—	1	—	7	—	—	8
2019	—	—	1	—	8	—	—	9
2020	—	—	1	—	14	—	—	15

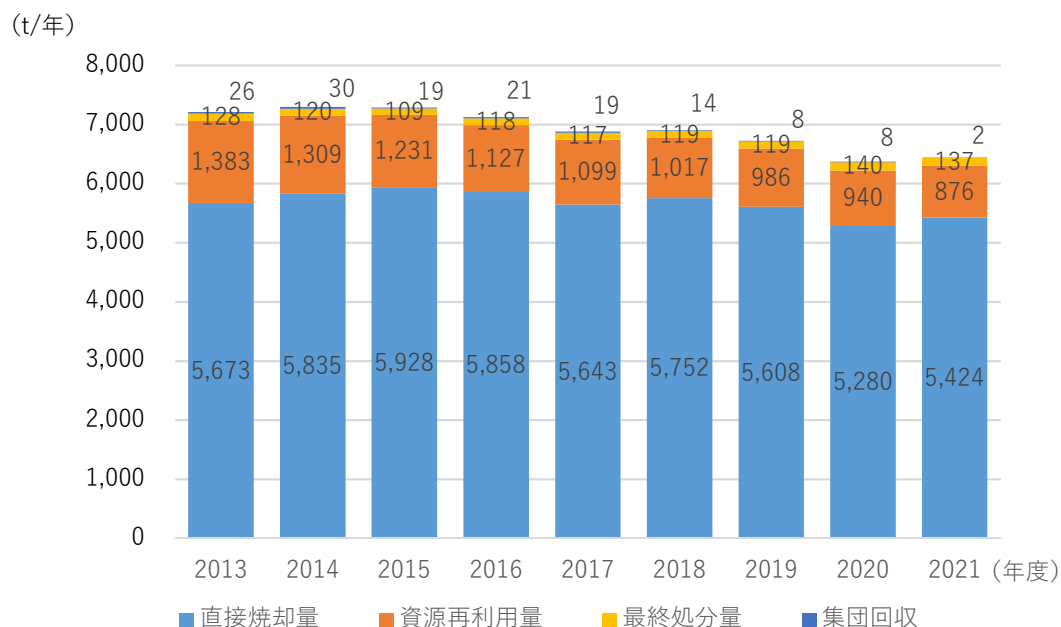
出典：尾鷲の環境 2020年度版（尾鷲市、2022年）

【苦情の発生状況】

3. 循環型社会

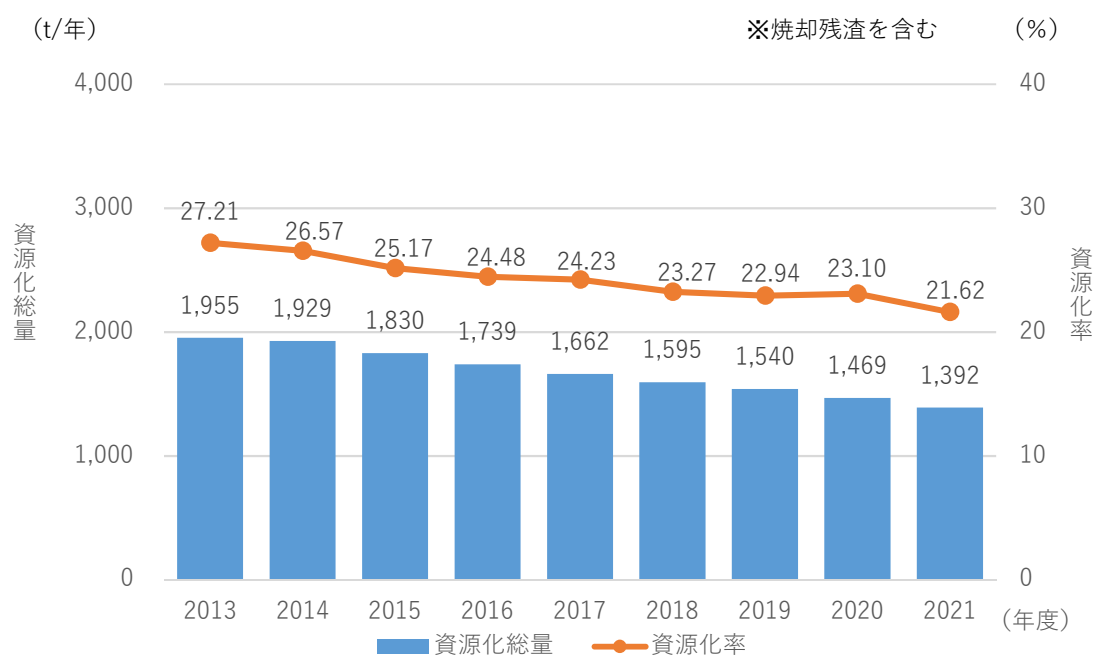
尾鷲市のごみ処理量（家庭系ごみ＋事業系ごみ）の推移は、減少傾向となっています。2021年度の総ごみ量（直接焼却量、資源再利用量及び最終処分量の合計）は6,437t/年で、そのうち直接焼却量が5,424t/年と最も多く、次いで資源再利用量が876t/年となっています。

また、尾鷲市の資源化総量及び資源化率の推移も減少傾向となっていて、2021年度の資源化総量は1,392t/年、資源化率は21.62%となっています。



出典：尾鷲市清掃事業の概要（尾鷲市、2014～2022年）より作成

ごみ処理量（家庭系ごみ＋事業系ごみ）の推移



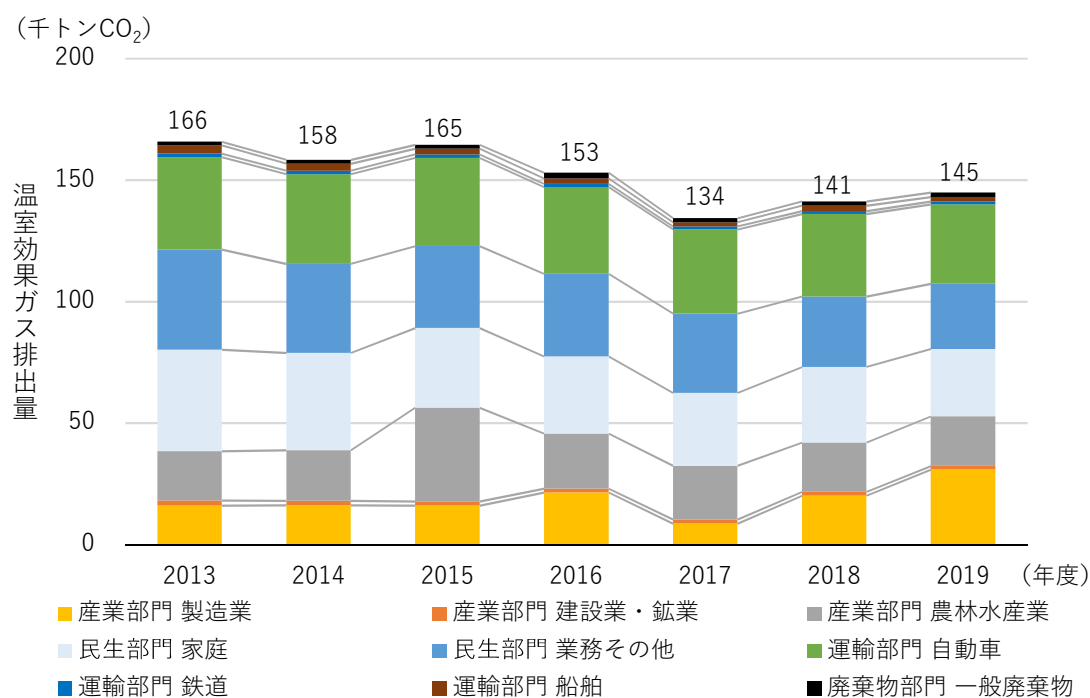
出典：尾鷲市清掃事業の概要（尾鷲市、2014～2022年）より作成

資源化総量及び資源化率の推移

4. 地球環境

温室効果ガス排出量の把握は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（環境省、2022 年）を参考に、その他市町村で特に把握が望まれるとされるエネルギー起源 CO₂（エネルギー転換部門除く）及び非エネルギー起源 CO₂ の一般廃棄物を対象としました。

尾鷲市の温室効果ガス排出量は、2013～2017 年度にかけて減少傾向でしたが、近年はやや増加傾向となっています。



【温室効果ガス排出量の推移】

5. 防災

尾鷲市では、環境省の「災害廃棄物対策指針」（2014 年）に基づき、2016 年 3 月に「尾鷲市災害廃棄物処理計画」を策定し、発生量推計、処理施設、処理フロー、仮置場、組織体制、関係機関等の連携など、災害廃棄物の処理にあたって必要となる具体的な内容を示して、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理体制の構築に向けた取組みを進めています。

2021 年 5 月には、災害廃棄物を円滑に処理するための計画等の策定及び策定支援、災害廃棄物等の撤去・積込・収集運搬に関する事項、災害廃棄物等の処理に関する事項を定めた「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を大栄環境株式会社との間で締結しました。

また、「尾鷲市災害廃棄物処理計画」は、現在、改定に向けた検討を行っています。

第3節 市民及び事業者の意識

市民、事業者の環境に対する意識を把握し、尾鷲市環境基本計画に反映するために、市民、事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。

市民アンケートは、尾鷲市に住民登録のある世帯主の中から1,000人を無作為抽出し、郵送による発送と回収を行った結果、回収率は43.7%でした。2012年度に実施したアンケート調査では、今回同様1,000人に発送し、回収率は38.6%でした。市民アンケートについては、2012年度に実施した調査の結果との比較も行っています。

回答者の属性は、以下のとおりでした。

- ◇ 性別は、女性の方が多くなっていました。
- ◇ 年齢は、70代以上が最も多く30.9%で、次いで60代で23.8%でした。
- ◇ 職業は、会社員・公務員・団体職員が最も多く33.4%で、次いで無職が31.1%でした。
- ◇ 世帯構成は、夫婦のみが最も多く41.6%で、次いで二世帯同居が33.4%でした。
- ◇ 尾鷲市での居住年数は、30年以上が最も多く63.8%でした。

事業者アンケートは、尾鷲市に本社・営業所を置く事業者の中から200件を無作為で抽出し、郵送による発送と回収を行った結果、回収率は57.5%でした。

回答者の属性は、以下のとおりでした。

- ◇ 業種は、サービス業が最も多く22.6%で、次いで卸売業・小売業が17.4%、建設業、宿泊業・飲食サービス業がいずれも8.7%の順でした。
- ◇ 従業員数は、4人以下が最も多く42.6%で、次いで10～29人が27.8%、5～9人が17.4%の順でした。
- ◇ 尾鷲市での事業年数は、30年以上が最も多く65.2%、次いで20～29年が14.8%、10～19年が13.9%の順でした。

調査対象	配布数	回収数	回収率
市民	1,000	437	43.7%
事業者	200	115	57.5%

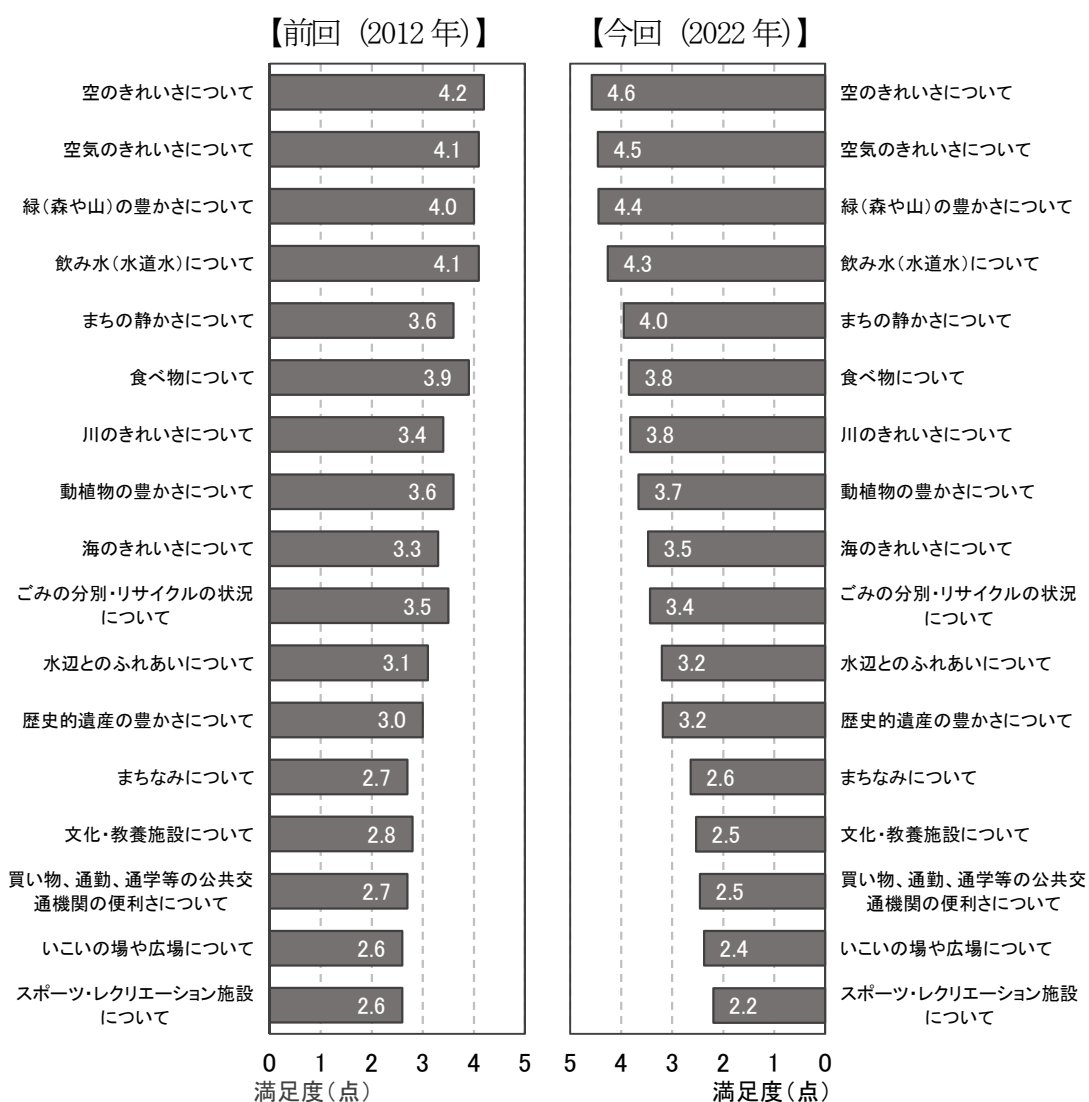
1. 市民アンケート調査

●尾鷲市の現在の環境に対する満足度

満足度を、前回（2012年に行った意識調査）と今回（2022年）で比較しました。

「満足」=5点、「やや満足」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満」=2点、「不満」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度」として算出しました。

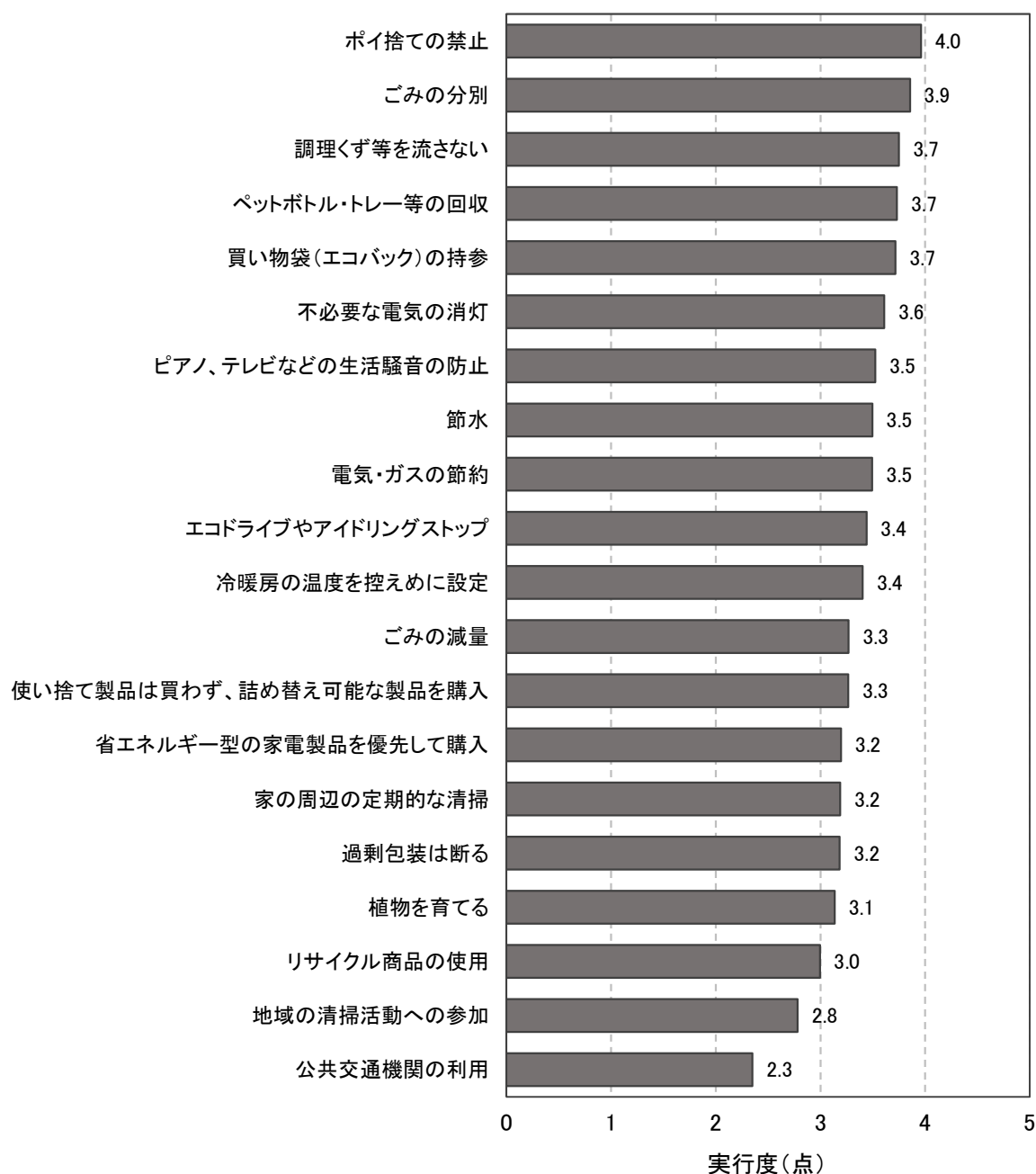
- ・前回同様、満足度が高かったのは「空のきれいさについて」、「空気のきれいさについて」で、満足度が低かったのは「スポーツ・レクリエーション施設について」、「いこいの場や広場について」でした。
- ・前回に比べ最も満足度が上がったのは、「空のきれいさについて」、「空気のきれいさについて」、「緑（森や山）の豊かさについて」、「まちの静かさについて」、「川のきれいさについて」でした。
- ・前回に比べ最も満足度が下がったのは、「スポーツ・レクリエーション施設について」で、次いで「文化・教養施設について」でした。



●市民の環境に対する行動

「常に実行」=4点、「時々実行」=3点、「今後実行する」=2点、「今後も実行しない」=1点として、各項目の取組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

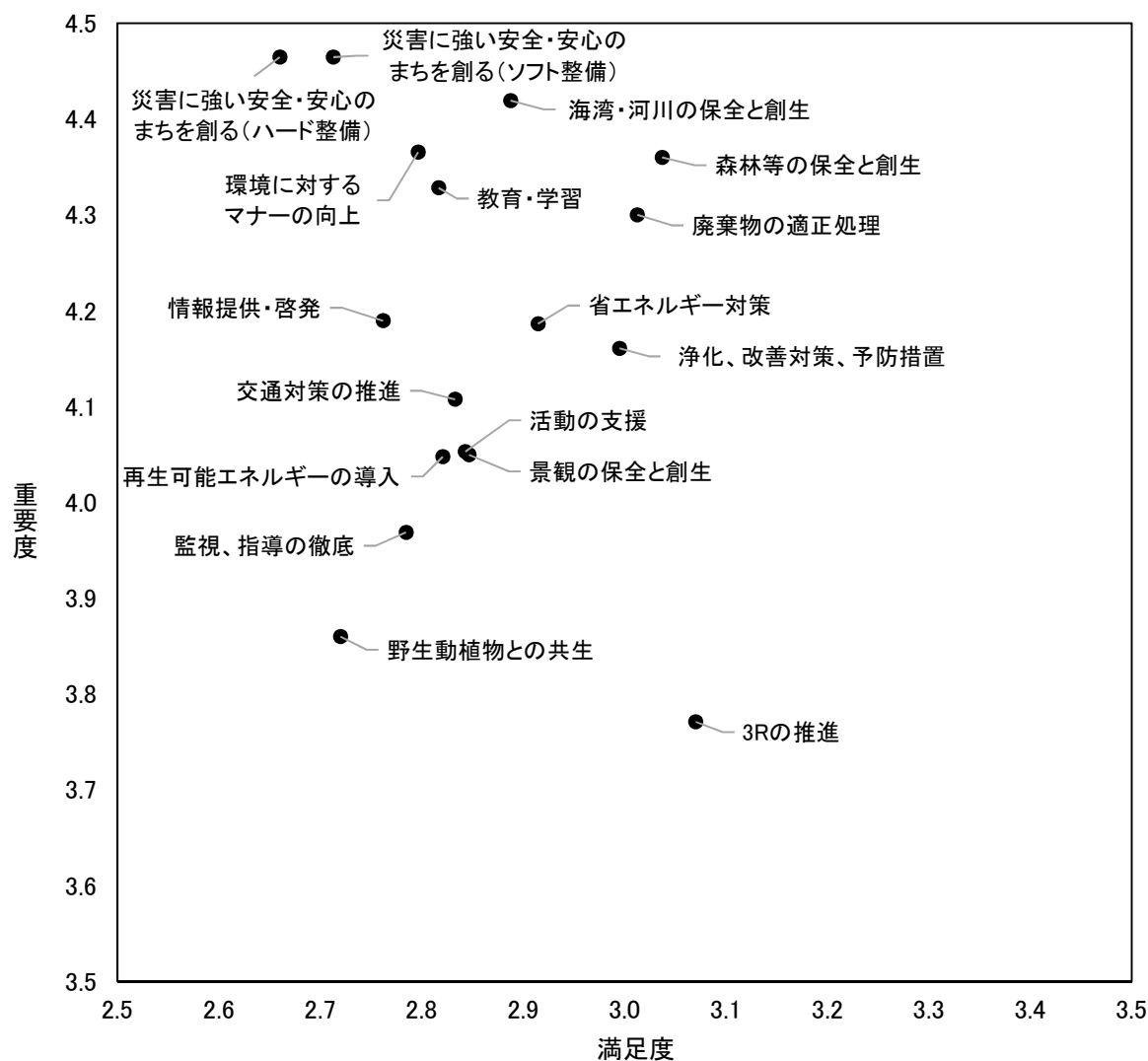
- ・実行度が高いのは「ポイ捨ての禁止」で4.0点、「ごみの分別」で3.9点、「調理くず等を流さない」、「ペットボトル・トレー等の回収」、「買い物袋（エコバック）の持参」でいずれも3.7点でした。
- ・実行度が低いのは、「公共交通機関の利用」で2.3点、「地域の清掃活動への参加」で2.8点、「リサイクル商品の使用」で3.0点でした。



●尾鷲市の現在の環境目標の取組みに対する満足度、重要度

「満足・重要」=5点、「やや満足・やや重要」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満・さほど重要ではない」=2点、「不満・重要ではない」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度」と「重要度」を比較しました。

- ・全体的に満足度が低い結果となっています。
- ・重要度が高く、比較的満足度が高いものは「森林等の保全と創生」、「廃棄物の適正処理」、「浄化、改善対策、予防措置」等でした。
- ・重要度が高く、満足度が低いものは、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」、「環境に対するマナーの向上」等でした。

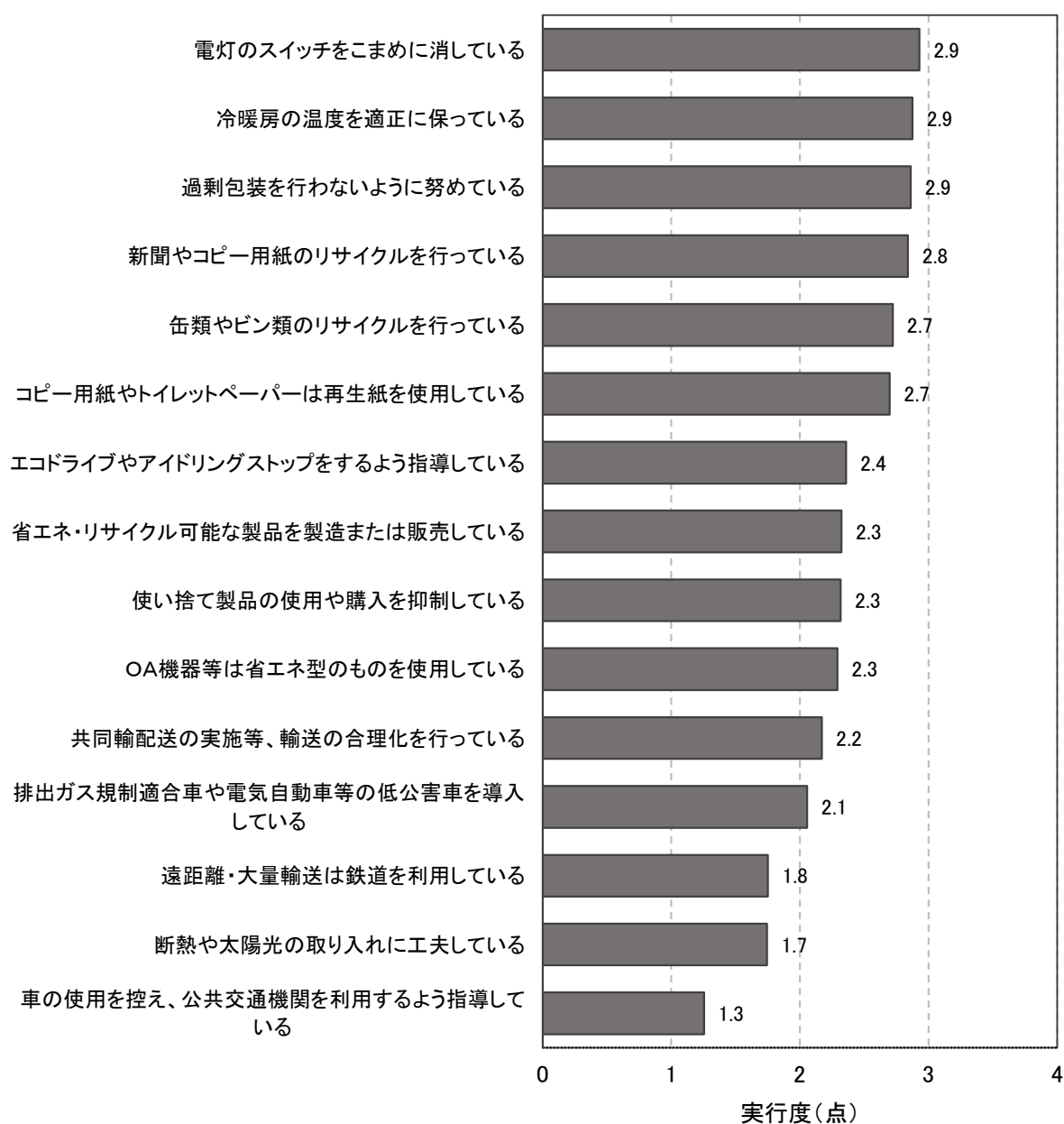


2. 事業者アンケート調査

●事業者の省エネ・リサイクル等に対する行動

「実行している」＝3点、「今後5年以内に取り組む予定」＝2点、「現在予定していない」＝1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

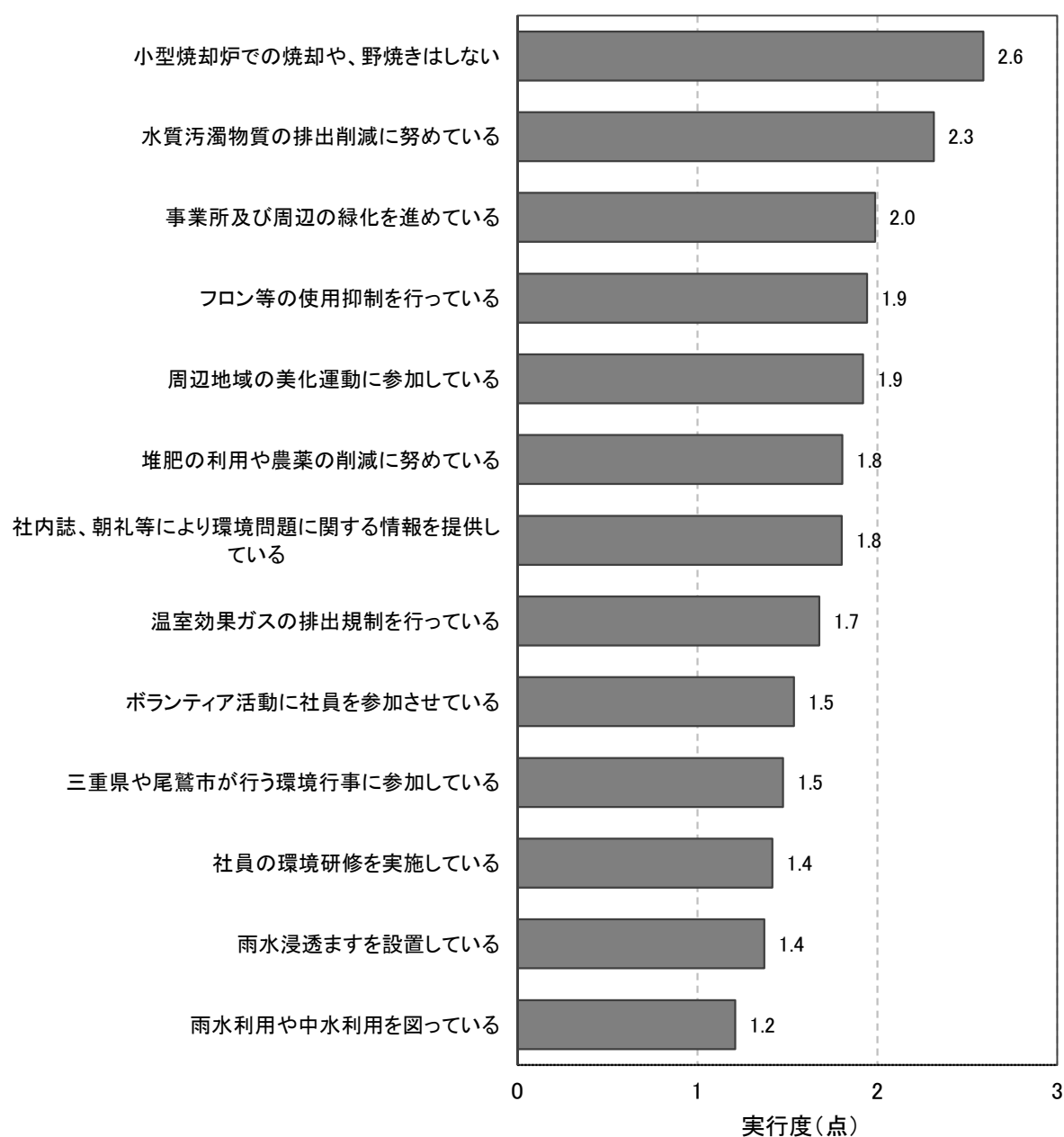
- ・実行度が最も高いのは、「電灯のスイッチをこまめに消している」、「冷暖房の温度を適正に保っている」、「過剰包装を行わないように努めている」でいずれも2.9点でした。
- ・実行度が最も低いのは、「車の使用を控え、公共交通機関を利用するよう指導している」で1.3点、次いで「断熱や太陽光の取り入れに工夫している」が1.7点、「遠距離・大量輸送は鉄道を利用している」が1.8点でした。



●事業者の省エネ・リサイクル等に対する行動

「実行している」＝3点、「今後5年以内に取り組む予定」＝2点、「現在予定していない」＝1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

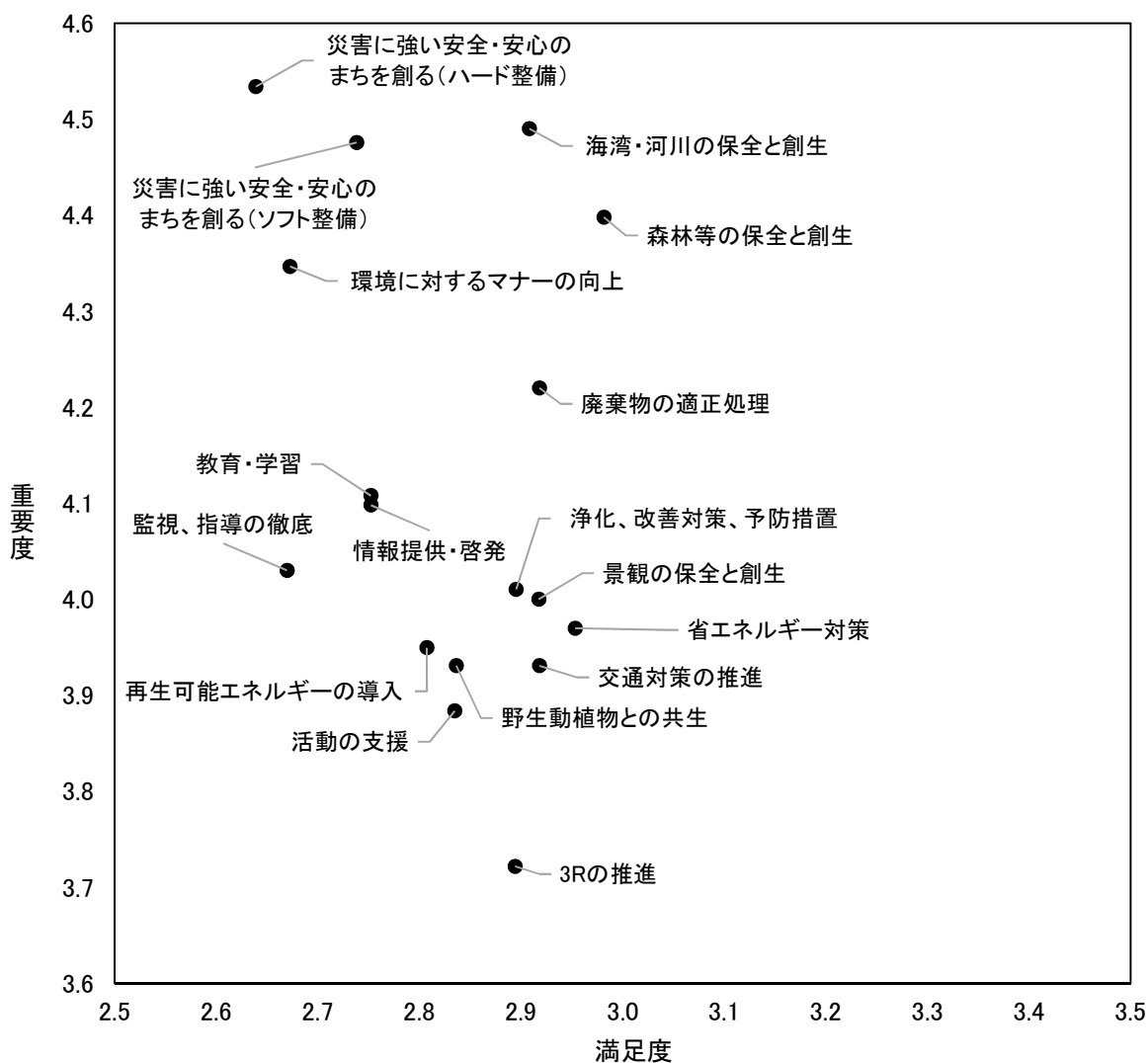
- ・実行度が最も高いのは、「小型焼却炉での焼却や、野焼きはしない」で2.6点、次いで「水質汚濁物質の排出削減に努めている」が2.3点、「事業所及び周辺の緑化を進めている」が2.0点でした。
- ・実行度が最も低いのは、「雨水利用や中水利用を図っている」で1.2点、次いで「雨水浸透ますを設置している」、「社員の環境研修を実施している」がいずれも1.4点でした。



●尾鷲市の現在の環境目標の取組みに対する満足度、重要度

「満足・重要」=5点、「やや満足・やや重要」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満・さほど重要ではない」=2点、「不満・重要ではない」=1点として、各項目の度合いを得点化し、「満足度」と「重要度」を比較しました。

- ・全体的に満足度が低い結果となっています。
- ・重要度が高く、比較的満足度が高いものは「森林等の保全と創生」、「海湾・河川の保全と創生」でした。
- ・重要度が高く、満足度が低いものは、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ハード整備）」、「災害に強い安全・安心のまちを創る（ソフト整備）」、「環境に対するマナーの向上」等でした。



第4節 第2次尾鷲市環境基本計画の総括と課題

1. 自然環境

水産多面的機能発揮対策事業、森林環境創造事業や尾鷲みどりの基金事業など、海湾・河川の保全と創生並びに森林等の保全と創生に関する取組みは着実に実施されています。野生動植物に関しては、鳥獣被害対策強化事業、有害鳥獣対策事業により、駆除活動に対する補助や、有害鳥獣の追い上げ及び駆除を行ってきましたが、野生動植物との共生は道半ばであり、今後も継続して野生生物の保護と適正管理を両輪で進める必要があります。また、森林資源・海洋資源など豊かな自然の恵みを持続的に利用していくことが求められます。

2. 生活環境

環境調査対策事業などの各種法令に基づく規制や、海岸清掃事業などの市民・事業者の率先した取組み、浄化槽普及促進事業などの浄化改善対策が実施されてきましたが、尾鷲湾における水質改善、公害苦情の申立て、空き家の増加などの課題が残されています。

3. 循環型社会

資源物常設ステーションの設置などの3Rの推進に関する取組みが実施されてきましたが、リサイクル率の減少傾向や、リサイクル可能な製品の製造・販売や使い捨て製品の使用・購入の抑制についての実行度は低くなっています。また、プラスチック等による海洋汚染問題、食品ロス問題、循環経済（サーキュラーエコノミー）などの新たな課題に対応していく必要があります。

4. 地球環境

道路維持事業・公園維持事業や公共交通事業など交通対策の推進に関する取組みは実施されてきましたが、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及に関する取組みは大きな進展がみられません。「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」の理念に基づき、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて脱炭素社会の形成への取組みを加速化させる必要があります。

5. 防災

気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震の発生も懸念される中、避難路整備事業や木造住宅耐震事業、地域の防災力の強化推進事業など、防災に関する取組みが実施されてきましたが、市民・事業者の施策に対する満足度は低く、環境に関する被害への対応を含めた防災対策の強化が求められます。

6. 環境教育・啓発

環境教育の実施、自然体験・社会体験等での地域の人々との交流・連携、学校周辺の美化活動の実施など、環境教育事業が実施されてきました。各環境分野に共通する基盤的な施策であり、SDGsの理念も踏まえて継続して取り組む必要があります。

第3章 計画の目標

第1節 望ましい環境像

尾鷲市は、市域の9割以上を占める緑豊かな森林と、そこで育まれる清らかな水が流れ、雄大な太平洋（熊野灘）に面して美しく変化に富んだリアス海岸が南北に連なっており、豊かな自然に恵まれています。私たちは、そこで育まれた美味しい海産物、さわやかな空気、おいしい水といった資源を利用することができ、熊野古道など自然と歴史に親しみながら散策することで、心身ともに健康な暮らしを送ることもできます。未来を担う子どもたちのためにも、将来にわたって美しいふるさと尾鷲を引き継いでいくことが私たちの責務であり、これまで以上に市民、事業者、市（行政）が一丸となり、市内外のパートナーである企業・団体とともに、尾鷲の海・山・川、地形・気象の恵みを最大限に生かした地域づくりと、豊かな自然環境と良好な生活環境の保全活動に取り組んでいくことが、将来の尾鷲には重要となってきます。

2022年3月策定の「第7次尾鷲市総合計画」では、まちづくりの課題である「人口減少への対応と地域を担う次世代の育成」、「産業の活性化とまちの魅力の向上による経済再生」、「持続可能な行財政運営と地域コミュニティの再生・強化」に対して、「地域鐺鐺化」、「SDGs」、「関係人口増加」、「Society5.0」、「地域コミュニティ」、「脱炭素社会」、「持続可能な行財政運営」の7つの項目を「これから10年のまちづくりの重要な横断的な視点」として位置づけ、尾鷲市が目指すまちの将来像を「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」と定めて、その実現に向けて5つの基本目標（「1. 安心して生み・育て・暮らせるまちを創る」、「2. 安全で快適に暮らせるまちを創る」、「3. 人々が集い、活力に溢れるまちを創る」、「4. 郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」、「5. 健全で次世代に繋ぐまちを創る」）に基づいた分野別の政策を推進しています。

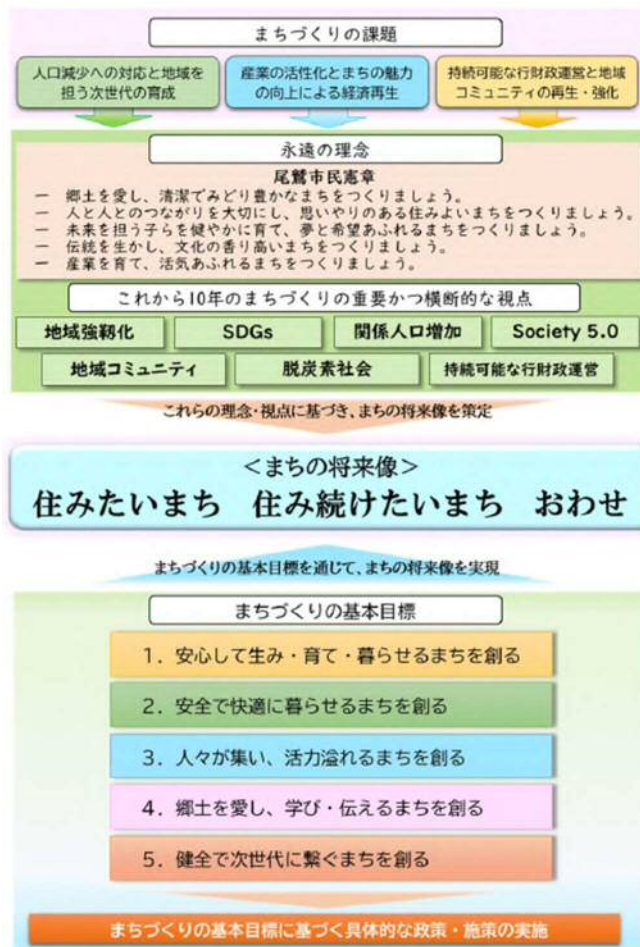
また、2022年3月1日の「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」では、22世紀に向けたサステナブルシティの実現するため、「森林資源・海洋資源の保全を通じた温室効果ガス吸収量の増加」、「温室効果ガス排出量の削減」、「豊かな森林資源・海洋資源を生かした新しい教育モデルの検討」の3つの施策の柱が示されています。

第3次尾鷲市環境基本計画では、環境基本条例に掲げる基本理念、「第7次尾鷲市総合計画」や「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」の方針を踏まえつつ、魅力ある豊かな地域資源を保全・活用するとともに、次世代へとつないでいくことを目指します。

【尾鷲市の望ましい環境像】

豊かな山と海を次世代へつなぎ 歩みつづけるまち おわせ（仮）

■第7次尾鷲市総合計画



【まちの将来像と計画の体系】

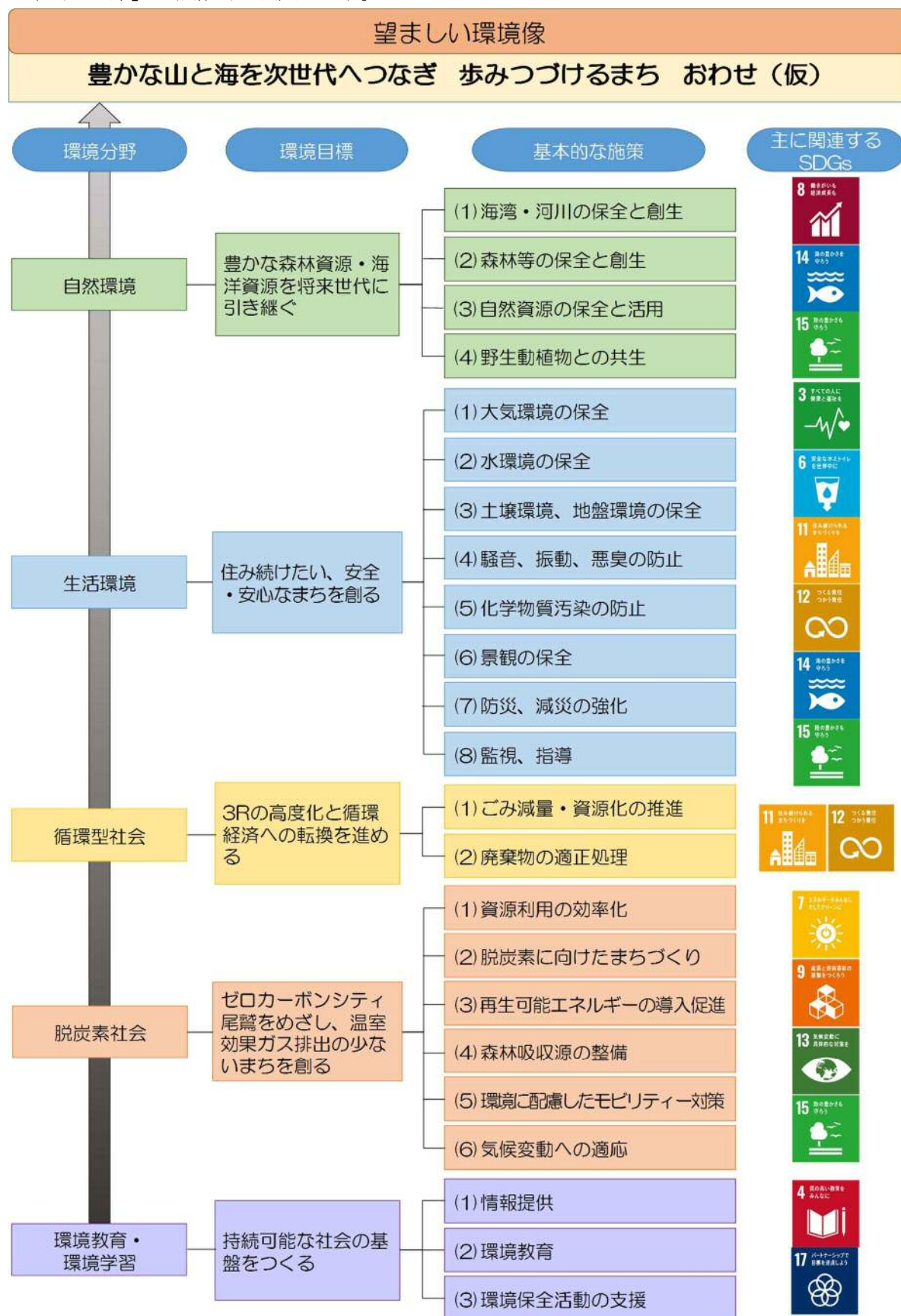
■尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言



【3つの施策の柱】

第2節 施策の体系

望ましい環境像の実現に向けて、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「脱炭素社会」、「環境教育・環境学習」の5つの環境分野について環境目標を設定し、環境分野ごとに「基本的な施策」を網羅的に展開します。



第4章 基本計画

第1節 自然環境

1. 施策目標

- ・市民が自然とふれあう機会の充実に努めるとともに、海岸や河川の整備にあたっては生態系に配慮した工法を推進する等、自然の多様性を保全・創出します。
- ・多様な主体（市民、事業者、市（行政）、NPO等）との連携により、森林の適正管理・運営に努めます。
- ・希少な動植物の保護に努めるとともに、野生鳥獣に対する正しい知識の普及啓発を行い、生物多様性が保全された地域づくりを目指します。

2. 基本的な施策

① 海湾・河川の保全と創生



② 森林等の保全と創生



③ 自然資源の保全と活用



④ 野生動植物との共生



3. 重点施策

●森林資源・海洋資源を活かした価値創出

海辺の生物や漁業資源の生息・生育環境を創出するため、多様な生物の生息・生育地として重要な藻場、磯、砂浜などの保全に努めます。

また、J-クレジットによる環境価値の見える化を通じて、林業の新しい価値を創出します。

●野生鳥獣被害対策

生物多様性に配慮しつつ、農作物等や人の生活環境に被害を及ぼす野生鳥獣については、駆除や、防護柵の設置支援などにより適正な管理に努めます。

【進捗管理指標】

項目	現状	目標
漁業総生産量の三重県に占める割合	2.6% (2020年度)	2.6% (2031年度)
森林経営管理面積	6,100ha (2020年度)	6,700ha (2031年度)
耕作放棄地面積	1,695a (2020年度)	1,500a (2031年度)

第2節 生活環境

1. 施策目標

- ・良好な生活環境を保つため、環境調査を継続するとともに、事業所などに対する適切な指導・助言を行い、公害の発生防止に努めます。
- ・自然や歴史などを活用した景観の保全と創生を推進するとともに、清潔で美しいまちづくりに努めます。
- ・自立分散型エネルギーや自然環境が有する多様な機能などを活用して、災害に強いまちづくりを進めます。

2. 基本的な施策

① 大気環境の保全



② 水環境の保全



③ 土壌環境、地盤環境の保全



④ 騒音、振動、悪臭の防止



⑤ 化学物質汚染の防止



⑥ 景観の保全



⑦ 防災、減災の強化



⑧ 監視、指導



3. 重点施策

●災害に強いまちづくり

災害発生時に必要な電源を迅速に供給することができるよう、自立分散型エネルギーの導入を推進します。

また、「尾鷲市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制の構築と処理方法を明確化することにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指します。

【進捗管理指標】

項目	現状	目標
生活排水処理施設整備率	41.2% (2020 年度)	64.6% (2031 年度)
都市計画道路の整備	29,829m (2020 年度)	30,399m (2031 年度)
木造住宅の耐震診断率	34% (2020 年度)	58% (2031 年度)

第3節 循環型社会

1. 施策目標

- ・3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）とごみ分別を実践することで、排出量の削減と資源化に努めます。
- ・「廃棄物処理法」や各種リサイクル関連法、廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物の適正処理に努めます。

2. 基本的な施策

① ごみ減量・資源化の推進



② 廃棄物の適正処理



3. 重点施策

●循環経済の推進

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けて、省資源・循環型社会の構築に取り組めます。

●監視・指導の徹底

不法投棄監視パトロールや不法投棄防止用監視カメラの活用により、発生抑制や指導・摘発に努めます。

【進捗管理指標】

項目	現状	目標
資源化率	23.1% (2020 年度)	27.9% (2031 年度)

第4節 脱炭素社会

1. 施策目標

- ・脱炭素社会の形成に向け、市民・事業者・行政の協働により温室効果ガスの排出の少ない生活の定着とまちづくりに努めます。

2. 基本的な施策

① 資源利用の効率化



② 脱炭素に向けたまちづくり



③ 再生可能エネルギーの導入促進



④ 森林吸収源の整備



⑤ 環境に配慮したモビリティ対策



⑥ 気候変動への適応



3. 重点施策

●再生可能エネルギーの導入拡大

環境との調和を図りつつ、国や県による助成制度の紹介等により、再生可能エネルギーの普及促進に努めます。

また、公共施設において、再生可能エネルギーを率先的に導入するとともに、蓄電池・燃料電池等の整備に努めます。

【進捗管理指標】

項目	現状	目標
ふれあいバス利用者数	23.1% (2020年度)	27.9% (2031年度)
公共交通の満足度	2.57 ポイント (2020年度)	3.10 ポイント (2031年度)
温室効果ガス削減率（尾鷲市の事務・事業）（2013年度比）	-22.6% (2020年度)	-41.6% (2031年度)
温室効果ガス削減排出量（尾鷲市の市域全体）	145 千トンCO ₂ (2019年度)	85 千トンCO ₂ (2030年度)

第5節 環境教育・環境学習

1. 施策目標

- ・環境教育を通じて、子どもたちをはじめとする市民の自然環境に対する保全意識の高揚を目指します。

2. 基本的な施策

① 情報提供



② 環境教育



③ 環境保全活動の支援



3. 重点施策

●情報提供の充実

環境保全に関する情報提供の手法について、市民・事業者とともに検討し、改善していきます。

●環境教育の推進

「森の取組み」と「海の取組み」の連携による市内の豊かな森林資源・海洋資源を生かした新しい教育モデルを構築します。

また、県や周辺市町と連携し、環境保全の大切さを伝えるセミナーやワークショップの実施を通じ、SDG s の理念を踏まえた環境学習を実施します。

【進捗管理指標】

項目	現状	目標
自主的な環境保全活動に対する意識度※1	59.3% (2022 年度)	今後の検討を踏まえ設定
SDG s の認知度※2 (市民アンケート調査)	76.4% (2022 年度)	今後の検討を踏まえ設定

※1 市民アンケートにおいて、環境保全活動への参加について「市民一人ひとりが出来るところから取り組むべき」と回答した人の割合。

※2 市民アンケートにおいて、SDG s について「聞いたことがある」と回答した人の割合。

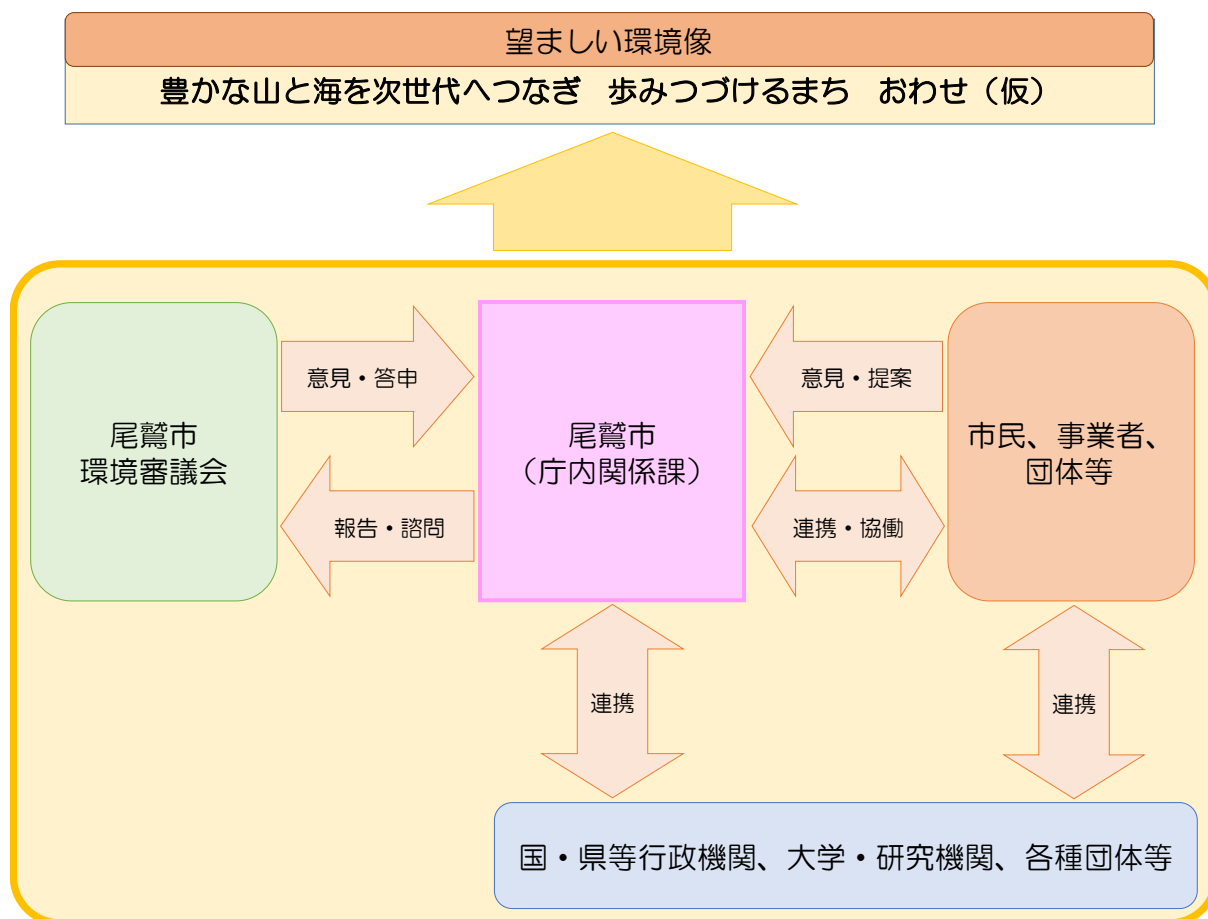
第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の実施にあたっては、尾鷲市の庁内関係課が連携・協力して取り組むとともに、施策の進捗状況を把握するなど、調整・協議しながら総合的かつ計画的に推進します。

市民、事業者、NPO等の団体、市（行政）は、意見交換や情報交換しながら連携・協働して環境保全活動に取り組むとともに、国、三重県等の行政機関、大学・研究機関、市域外の各種団体等と連携し、協働（パートナーシップ）関係を築きながら、望ましい環境像の実現に向けて、着実に施策に取り組んでいきます。

また、「尾鷲市環境基本条例」第16条の規定により、環境基本計画並びに環境の保全及び創造に関する基本的事項を審議する組織として、学識経験者等で構成された「尾鷲市環境審議会」が設置されており、本審議会において環境に関する重要事項について審議するものとします。



第2節 各主体の役割

望ましい環境像を実現するため、環境保全に取り組む市民、事業者、市（行政）など、各主体の適切な役割分担のもと、自主的、積極的な取組みを進めます。

1. 市民の役割

- ・日常生活において環境への負荷の低減に自ら努めます。
- ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

2. 事業者の役割

- ・公害の防止、廃棄物の適正処理、再生資源の利用等による環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、環境の保全及び創造に必要な措置を講じます。
- ・事業計画に当っては、自ら適正な環境配慮がなされるよう必要な措置を講じます。
- ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。
- ・市長等と環境保全に関する協定を締結するよう努めます。

3. 市（行政）の役割

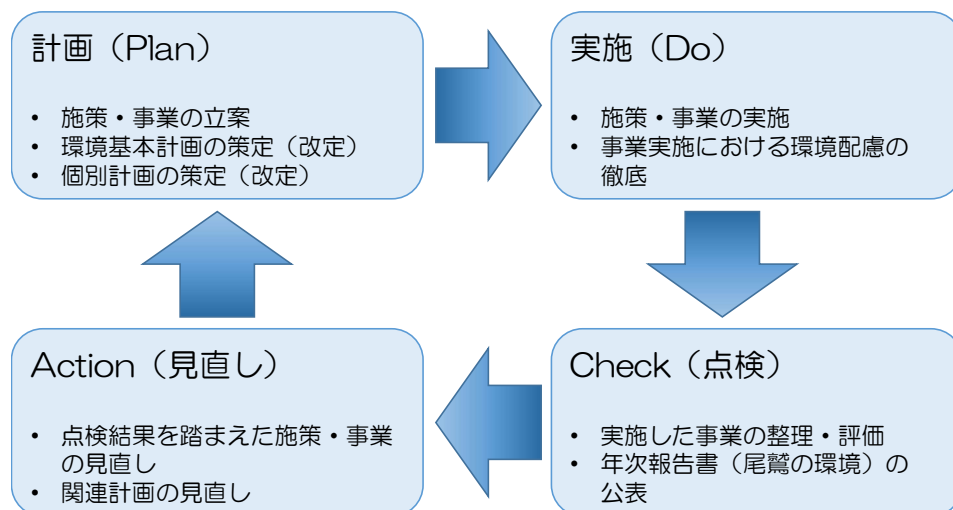
- ・環境の保全及び創造に関する施策を実施します。
- ・環境への負荷の低減その他必要な措置を講じます。
- ・市民及び事業者への意識啓発に努めるとともに、自主的な活動を支援します。
- ・国、三重県、近隣地方公共団体及びその他の団体との連絡調整を緊密に行います。

第3節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルによる継続的な推進と改善を図ることで行います。

尾鷲市は毎年、環境の状況、実施した関連事業の概要等を把握・点検するとともに、年次報告書を作成して公表します。併せて、市のホームページや広報などを活用し、市の抱える課題や必要な対策に関する情報を随時提供し、市民や事業者と環境意識の共有を図ります。

また、点検結果を踏まえて、必要に応じて施策・事業の見直しを行うほか、関連計画の見直しを検討します。



〔資料編〕

・ 用語集

【英数字】

- 3R
廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の、資源循環において重要な取組みである3つのRを指す単語。
- AI
「Artificial Intelligence」（人工知能）の略称であり、人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現する技術。
- IoT
「Internet of Things」の略。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。
- J-クレジット
省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
- SDG s
2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDG s）の後継として、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

● Society5.0

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、2016年1月閣議決定の「第5期科学技術基本計画」において、わが国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

【あ行】

● エネルギー起源CO₂

燃料の燃焼で発生・排出されるエネルギー起源の二酸化炭素。わが国の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス）排出量のうち約85%がエネルギー起源CO₂である。

● 尾鷲みどりの基金事業

森林の持つ公益的機能を保持しつつ、地域林業の振興を図るため、尾鷲みどりの基金を活用し、森林組合おわせが行う林業振興事業、林道の改良・維持管理に繋がる事業に要する経費に対し、基金の予算の範囲内において支援する事業。

【か行】

● 海岸清掃事業

台風や異常気象等により打ち上げられた流木・塵芥及び海上浮遊物等を除去処理することにより、快適な港湾空間の形成が図られることを目的とした事業。

● カーボンニュートラル 2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする“カーボンニュートラル”を目指すことを宣言。実質ゼロとは、温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引き、合計を実質的にゼロにすることを意味する。 ● 環境調査対策事業 採石事業者と賀田区の間で締結した合意書に基づく定例会議の資料とするため、降下ばいじんと騒音の測定を毎月実施している。 【さ行】 ● 災害廃棄物対策指針 地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、自然災害による被害を軽減するための平時の備え、さらには災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、災害廃棄物対策を実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたもの。 ● 再生可能エネルギー 太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなど、枯渇の心配がない資源をエネルギー源として使用できるもの。 ● 循環経済（サーキュラーエコノミー） あらゆる経済活動において、製品やサービスの設計段階から廃棄物の発生や汚染を出さないようデザインするとともに、生産から利用の段階では製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持したまま循環させることで、資源投入量と廃棄物発生量を最小化する経済システム。	● 浄化槽普及促進事業 合併処理浄化槽の設置時の補助を行うことにより、市内の住宅における汲取り便槽や単独浄化槽からの合併処理浄化槽への転換及び住宅新築時の合併浄化槽設置の促進を図る事業。 ● 自立分散型エネルギー 各需要家に必要な電力を賄える小型発電設備を分散配置し、系統電力と効率的に組み合わせたもの。平常時の効率的なエネルギー利用だけでなく、災害や事故などにより系統電力が使用できない停電時においても、分散型電源により安定的に電力を利用することができる。 ● 森林環境創造事業 公益的機能の低下が懸念される森林のうち、環境林としての位置づけを行った森林について、20年間の整備計画に基づいた所有者負担のない公的な森林整備（間伐）を行い、森林の持つ公益的機能を高める事業。 ● 水産多面的機能発揮対策事業 環境・生態系の維持・回復など漁業者等が行う水産業の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援し、水産業の再生・漁村の活性化を図る事業。 ● 生態系サービス 人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材などの「供給サービス」、気候の安定や水質浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や光合成等の「基盤サービス」等がある。
--	--

- 生物多様性

生物に関する多様性を示す概念で、人間などの動植物から、菌類などの微生物まで、地球上に生息するすべての「いきもの」たちが支えあいバランスを保っている状態。生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性から構成される。

- ゼロカーボンシティ

2050年までに二酸化炭素（CO₂）の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨（脱炭素化）を、首長もしくは地方公共団体から公表された都道府県又は市町村。2022年8月末現在、766の地方公共団体（都道府県、市町村）が表明している。

【た行】

- 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、農山漁村も都市も活かし、わが国の地域の活力を最大限に発揮する構想。

【な行】

- 日本農業遺産

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、わが国において重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）であり、農林水産大臣により認定される。

【は行】

- パリ協定

2015年の国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みで、2016年11月に発効された。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられている。

- 非エネルギー起源 CO₂

工業プロセスの化学反応で発生・排出する二酸化炭素や、廃棄物の焼却により発生・排出する二酸化炭素。

【ま行】

- 三重県地球温暖化対策総合計画

「三重県環境基本計画」の個別計画として、2030年度における三重県の温室効果ガス排出量について、排出削減・吸収量の確保により、2013年度比で30%削減を目標として掲げているほか、三重県庁における事務・事業の実施により排出される温室効果ガスについて、2030年度までに2013年度比で40%削減することをめざしている。

- ミッションゼロ 2050 みえ

2040年頃に世界の平均気温が産業革命以前に比べて1.5℃上昇すると予測した「IPCC1.5℃特別報告書」の公表や、パリ協定の取組みが2020年からスタートすることを受け、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指した三重県の脱炭素宣言。